

循環型社会の実現

廃棄物排出量削減に向けた取り組み

廃棄物削減活動

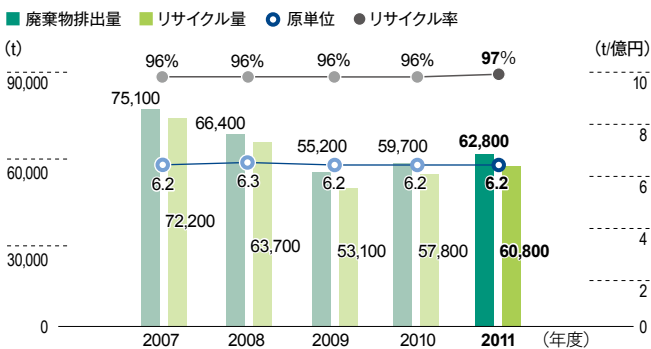
当社は、世の中の動向を考慮し、ゼロエミッションを最終処分率1%以下と定義しました。

2011年度実績としては、各工場共にゼロエミッションを達成しています。今後ともその必達とさらなる向上を目指しています。

2011年度の状況は、売上増加に伴う生産量の拡大等により、廃棄物の総排出量は増加し、昨年度実績より約5%増の約62,800トンとなりましたが、売上高原単位指標においては、6.2ポイントと昨年と同様でした。

また、リサイクル率は97%となりました。

廃棄物排出量とリサイクル率



産業廃棄物処理業者の現地確認について

産業廃棄物の適正処理を行う排出事業者の責任として、各工場で委託処理している業者の現地確認を原則として2年に一度行っています。自社の産業廃棄物が契約書どおりに処理されていることを担当者が現地で確認するとともに許可期限の確認や現地確認レポートを作成し、情報を全社共有すべく社内イントラネットに公開しています。

PCB廃棄物の適正処理

当社が保有しているPCB廃棄物は、PCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法）に従って、所轄都道府県知事に毎年6月末までに届け出ています。また、日本環境安全事業（株）（JESCO）による処理完了まで、廃掃法（廃棄物処理及び清掃に関する法律）及び政省令に基づき、当該事業所に特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、厳重に保管管理しています。

2011年12月には、当社で初めてコンデンサ114台他の処理がJESCOにより実施されました。

電子 manifests の導入と社内管理システムの構築について

当社では、社内管理データシステムの再構築にあたり、電子 manifests のJWNETとも連携した社内システムの構築を図り、2012年度から本格運用を行っているところです。これは、各工場の環境データを本社で一元管理するとともに電子 manifests の導入による法令遵守や manifests 伝票の管理工数の削減に寄与するものです。

環境データ管理システム

